
受験経験者もやはり基礎！今から始める

リアリスティック一発合格松本基礎講座

講師レジュメ

辰巳法律研究所

松本 雅典 専任講師

辰巳法律研究所

目 次

1	合格に必要なモノとは？	2
	1. 「基礎」とは？	2
	2. 「基礎を身につけている」とは？	2
2	2年目以降の選択肢	24
3	試験が求めているものとは？	29
4	教材（テキスト）の重要性	31
	1. 使用テキスト	31
	2. 講義中に書き込みをして最高のテキストを作り上げていく	32
5	合格点を取るには？	32
	1. 上記1. の対策	32
	2. 上記2. の対策	33
6	今から受講し始めた場合のスケジュール	35
7	フォロー制度	36
	1. 毎回の講義終了時に「解くべき過去問のナンバー」をお伝えする	36
	2. 過去問演習、質問・相談制度	36
	（1）講座専用ブログ	36
	（2）受講生限定メール質問・相談システム	36
	3. 推測採点基準（松本作成）の提供（2023年度本試験の直前期）	37
8	必ず実際の講義を観てから決める	37

1 合格に必要なモノとは？

基 礎

1. 「基礎」とは？

基礎：どのテキストにも載っている基本知識

『リアリスティックテキスト』など

2. 「基礎を身につけている」とは？

①理解し、②使えるようになっている

令和4年度司法書士試験/問題別・肢別分析表

午前択一

以下の表の「T」はテキストまたは過去問にある肢です。テキストのページ数は、以下のテキストのもの。

■憲法

- ・『司法書士試験 リアリスティック 11 憲法』

■民法

- ・表の上段：『【第3版】司法書士試験 リアリスティック 1 民法Ⅰ [総則]』
『【第3版】司法書士試験 リアリスティック 2 民法Ⅱ [物権]』
『【第3版】司法書士試験 リアリスティック 3 民法Ⅲ [債権・親族・相続]』
『リアリスティック民事訴訟法・民事執行法・民事保全法』
- ・表の下段：『【第3版】司法書士試験 リアリスティック 1 民法Ⅰ [総則]』
『【第4版】司法書士試験 リアリスティック 2 民法Ⅱ [物権]』
『【第4版】司法書士試験 リアリスティック 3 民法Ⅲ [債権・親族・相続]』
『リアリスティック民事訴訟法・民事執行法・民事保全法』

■刑法

- ・『司法書士試験 リアリスティック 10 刑法』

■会社法（商法）

- ・『【第2版】司法書士試験 リアリスティック 6 会社法・商法・商業登記法Ⅰ』
- ・『【第2版】司法書士試験 リアリスティック 7 会社法・商法・商業登記法Ⅱ』

※「**Ⓐ**×」のマークをつけている問題：過去問の知識では正解にたどり着くことができない問題（2択や3択までいくものも含む）

※「**㉠**×**Ⓐ**×」のマークをつけている問題：テキストおよび過去問の知識でも正解にたどり着くことができない問題（2択や3択までいくものも含む）

		正答率	Rank		テキスト	過去問
第1問 テ× 過×	ア	83.2%	A			
	イ				(P47)	
	ウ					
	エ			T	P44	
	オ			T	P16	
第2問 過×	ア	75.0%	A	T	P140	
	イ			T	P54	
	ウ					
	エ			T	P55	
	オ			T	P53	
第3問 過×	ア	67.9%	B	T	P157	
	イ			T	P174	
	ウ			T	P167	H18-2-2
	エ			T	P171	
	オ			T	P160	H26-2-4
第4問	ア	90.7%	A	T	I P65	S60-1-1
					I P65	
	イ			T	I P158	H22-5-オ、H14-4-1、H13-1-オ、H12-3-1、H5-4-2、S59-3-2、S57-2-2
					I P158	
	ウ			T	I P201	H30-4-ア、H27-4-ア、H23-4-イ、H5-8-5、H2-14-ア、S63-1-5、S57-2-4
					I P201	
	エ			T	I P66	
					I P66	
	オ			T	I P194	H19-6-ア、H6-7-ウ、H2-14-エ、S62-3
					I P194	

		正答率	Rank		テキスト	過去問
第5問	ア	84.7%	A	T	I P162 I P162	H16-5-オ、H4-2-ア、S61-8-1
	イ			T	I P145 (157) I P145 (157)	S60-20
	ウ			T	I P155 I P155	
	エ			T	I P154 I P154	H11-4-エ
	オ			T	II P54 II P54	H30-8-エ
第6問 ⓧ ⓧ	ア	50.4%	B	T	I P238 I P238	H26-6-ア、H15-7-1
	イ			T	I P240 I P240	
	ウ			T	I P242 I P242	
	エ			T	I P241 I P241	H26-6-オ
	オ			T	I P239 I P239	
第7問	ア	91.4%	A	T	I P142 I P142	H30-4-ウ、H27-7-ア、H18-6-ウ、H10-14-ウ、H6-16-5、H3-8-ウ
	イ			T	II P32 II P32	H26-8-オ、H18-10-イ、H8-4-エ、H7-16-イ、H6-9-エ、H4-15-オ、S59-9-1、S59-9-2
	ウ			T	III P209~210 III P209~210	H27-7-エ、H22-7-ウ、H10-14-エ、H7-16-オ、H4-15-ウ
	エ			T	II P36 II P36	H28-22-5、H17-24-ア、H14-6-オ、H13-6-1、H9-10-1、H4-14-ア、S58-15-1
	オ			T	III P539 III P541	H29-22-ウ

		正答率	Rank		テキスト	過去問
第8問	ア	82.8%	A	T	ⅡP53 ⅡP53	H28-8-ウ、H13-7-エ
	イ			T	ⅡP52 ⅡP52	H25-8-2
	ウ			T	ⅡP55 ⅡP55	H27-8-ウ、H23-8-オ、H16-13-オ
	エ			T	ⅡP50 ⅡP50	H17-9-エ
	オ			T	ⅡP53 ⅡP53	H27-8-オ、H13-7-ウ、H9-15-ア
第9問	ア	84.3%	A	T		S60-13
	イ			T	ⅡP67 ⅡP67	H20-10-オ
	ウ			T	ⅡP73 ⅡP73	H20-10-ウ
	エ			T	ⅡP118 ⅡP121	H21-9-エ、H21-13-イ、H14-5-イ
	オ			T	ⅡP119 ⅡP122	H15-10-ア、H14-5-オ、H14-8-ア、H9-14-オ、H6-17-ウ、S63-9-5、S59-12-3
第10問 ④×	ア	84.3%	A	T	ⅡP139 ⅡP152	H10-10-オ
	イ				(ⅠP252) (ⅠP252)	
	ウ			T	ⅡP160 ⅡP173	H26-10-ア、H22-10-ウ、H3-11-2
	エ			T	ⅡP217 ⅡP233	H26-10-イ、H25-10-イ、午後H9-16-イ
	オ			T	ⅡP227 ⅡP243	

		正答率	Rank		テキスト	過去問
第11問	ア	67.9%	B	T	ⅡP167	H30-12-ア
	ⅡP181					
	イ			T	ⅡP167	H17-16-ウ
					ⅡP181	
	ウ			T	ⅡP205	
ⅡP221						
エ	T	ⅡP167	H30-12-イ、H22-11-オ、H6-11-エ			
ⅡP181						
オ	T	ⅡP217	H18-14-B、H18-14-E			
ⅡP233						
第12問	ア	81.0%	A	T	ⅡP255	H25-14-エ、H21-14-ア、H17-15-オ、H12-16-4、H1-11-イ
	ⅡP271					
	イ					
	ウ			T	ⅡP254	H24-10-ウ
					ⅡP270	
エ	T	執P292				
執P292						
オ	T	ⅡP266	H25-14-イ			
ⅡP282						
第13問	ア	83.6%	A	T	ⅡP173	H27-12-エ、H22-12-エ、H17-12-オ、H10-11-オ
	ⅡP187					
	イ			T	ⅡP172	H25-18-ウ
					ⅡP186	
	ウ			T	ⅡP171~172	H27-12-ウ、H22-12-ウ
ⅡP185~186						
エ						
オ						

		正答率	Rank		テキスト	過去問
第14問	ア	62.3%	B	T	ⅡP210	H29-11-エ、H19-13-ウ、H14-7-ア、H1-10-4、S61-6-1
					ⅡP226	
	イ			T	ⅡP210	
					ⅡP226	
	ウ			T	ⅡP209	R3-12-オ、H19-13-イ、H14-7-ア、S62-14-1
					ⅡP225	
エ						
オ						
第15問	ア	88.1%	A	T	ⅡP323	H28-15-ア
					ⅡP339	
	イ			T	ⅡP321～322	H30-15-イ、H23-15-エ
					ⅡP337～338	
	ウ			T	ⅡP319	H30-7-オ、H24-15-ア、H21-15-イ
					ⅡP335	
エ	T	ⅡP328	H26-15-オ、H22-12-オ、H21-15-ア			
ⅡP344						
オ	T	ⅡP329	R2-15-ウ、H28-15-イ、H24-15-ウ			
ⅡP345						
第16問	ア	82.8%	A	T	ⅢP70	
					ⅢP70	
	イ			T	ⅢP107	
					ⅢP107	
	ウ			T	ⅢP76	H27-18-エ、H25-16-エ、H10-7-オ、H9-6、H6-1-エ
					ⅢP76	
エ	T	ⅢP72	H15-18-ア、H6-1-イ、H1-14-2			
ⅢP72						
オ	T	ⅢP78				
ⅢP78						

		正答率	Rank		テキスト	過去問
第17問 ⑥×	ア	92.5%	A	T	ⅢP196	H18-18-ア
					ⅢP196	
	イ			T	ⅢP198	(H18-18-オ)
					ⅢP198	
	ウ			T	ⅢP196	
					ⅢP196	
	エ			T	ⅢP197	
					ⅢP197	
	オ			T	ⅢP198	(H18-18-オ)
					ⅢP198	
第18問 ⑥×	ア	78.4%	A	T	ⅢP254	
					ⅢP254	
	イ					
	ウ					
	エ			T	ⅢP256	H24-18-イ、H11-6-ウ、S60-7-5
					ⅢP256	
	オ			T	ⅢP255	H25-19-1、H11-6-エ
					ⅢP255	
第19問	ア	92.2%	A	T	ⅢP334	
					ⅢP334	
	イ					
	ウ			T	ⅢP334	
					ⅢP334	
	エ			T	ⅢP334	H16-19-オ
					ⅢP334	
	オ			T	ⅢP334	H24-19-2
					ⅢP334	

		正答率	Rank		テキスト	過去問
第20問	ア	86.6%	A	T	ⅢP416	H25-21-エ、H16-24-エ、H6-22-エ
					ⅢP416	
	イ			T	ⅢP416	R1-4-エ、H25-21-イ、H16-24-ア、H12-20-イ、H11-18-イ、H10-18-オ、H6-22-ウ、H2-18-1、H1-19-イ
					ⅢP416	
	ウ			T	ⅢP416	
					ⅢP416	
エ	T	ⅢP427	H26-20-ア、H9-22-2			
		ⅢP427				
オ						
第21問 Ⓢ×	ア	67.2%	B	T	I P79	
					I P79	
	イ			T	ⅢP464	H27-21-エ
					ⅢP464	
	ウ					
	エ			T	ⅢP464	
I 74・201						
オ		ⅢP464				
		I 74・201				
第22問	ア	69.4%	B	T	ⅢP479	H14-22-1
					ⅢP479	
	イ			T	ⅢP480	H14-22-4
					ⅢP480	
	ウ			T	ⅢP482	H27-22-エ、H10-21-イ、H3-15-5
					ⅢP482	
エ	T	ⅢP483	S60-10-3			
		ⅢP483				
オ	T	ⅢP483	S60-10-2			
		ⅢP483				

		正答率	Rank		テキスト	過去問
第 23 問 ⓪×	ア	89.2%	A	T	ⅢP553 ----- ⅢP555	
	イ			T	ⅢP558 ----- ⅢP560	
	ウ			T	ⅢP558 ----- ⅢP560	
	エ					
	オ			T	ⅢP554 ----- ⅢP556	
第 24 問	ア	73.9%	A			
	イ			T	P22	H25-24-オ
	ウ					
	エ			T	P18	(H25-24-イ)
	オ			T	P21	H25-24-ア
第 25 問 ⓪×	ア	56.7%	B	T	P137	
	イ			T	P137	
	ウ			T	P136	
	エ			T	P176	
	オ			T	P137	
第 26 問 ⓪×	ア	88.8%	A	T	I P158	
	イ			T	I P149	(H16-27-オ、H1-27-1)
	ウ			T	I P149	H20-26-ウ
	エ			T	I P165	
	オ			T	I P156	H29-26-ア、H9-25-ア
第 27 問	ア	74.3%	A	T	I P99	午後 H27-28-イ、午後 H24-28-オ、H22-27-エ、H21-27-3、午後 H18-30-ウ、午後 H9-28-5
	イ					
	ウ			T	I P82	H28-27-ア、午後 H27-28-エ、H22-27-ウ、午後 H19-29-イ、S61-35-3
	エ					
	オ			T	I P77	H29-27-エ、H19-28-ウ

		正答率	Rank		テキスト	過去問
第 28 問 Ⓢ×	ア	77.2%	A	T	I P169	
	イ			T	I P164	H22-28-ア、H6-33-ア、H6-33-オ
	ウ					
	エ			T	I P171	H6-33-ウ
	オ			T	I P170	
第 29 問 Ⓢ×	ア	50.4%	B	T	I P263	
	イ			T	I P263	H28-28-ア
	ウ			T	I P262	
	エ			T	I P263	
	オ			T	II P514	H1-33-5
第 30 問 Ⓢ×	ア	64.6%	B	T	I P273	
	イ			T	I P280	H20-32-イ
	ウ					
	エ			T	I P396	H20-33-ア、H18-35-ウ
	オ			T	I P398	H29-30-ア
第 31 問 Ⓢ×	ア	85.4%	A	T	I P335	H22-29-イ
	イ			T	I P478	
	ウ			T	I P334	H24-30-オ
	エ			T	I P345	
	オ					
第 32 問 Ⓢ× Ⓢ×	ア	31.7%	C		(II P115)	
	イ			T	II P107・108	
	ウ			T	II P120	
	エ					
	オ			T	II P116	
第 33 問	ア	85.8%	A	T	II P225	H30-32-5、H5-30-ア
	イ			T	II P223	H24-33-エ
	ウ			T	II P228	H30-32-2
	エ			T	II P391	
	オ			T	II P237 (213)	

		正答率	Rank		テキスト	過去問
第 34 問	1	70.0%	A	T	Ⅱ P160	H21-33-イ、H11-27-ア、H9-30-1、H5-35-ア
	2			T	Ⅱ P318	H18-29-ア
	3			T	Ⅱ P307	(H18-29-オ)
	4			T	Ⅱ P382	
	5			T	Ⅱ P316	
第 35 問	ア	84.7%	A	T	Ⅱ P509	H28-35-ア、H26-35-オ、午後H17-28-エ、H14-35-ウ、午後H12-30-オ
	イ			T	Ⅱ P501	H8-33-4
	ウ			T	Ⅱ P506	(H28-35-ウ) H24-35-ウ
	エ			T	Ⅱ P502・503	(H28-35-オ)
	オ			T	Ⅱ P504	H24-35-エ

午後択一

以下の表の「T」はテキストまたは過去問にある肢です。テキストのページ数は、以下のテキストのもの。

■民事訴訟法・民事執行法・民事保全法

・『リアリスティック民事訴訟法・民事執行法・民事保全法』

■供託法・司法書士法

・表の上段：『司法書士試験 リアリスティック 9 供託法・司法書士法』

・表の下段：『【第2版】司法書士試験 リアリスティック 9 供託法・司法書士法』

■不動産登記法

・表の上段：『【第3版】リアリスティック不動産登記法Ⅰ』

『【第3版】リアリスティック不動産登記法Ⅱ』

『【第3版】リアリスティック民法Ⅲ』

・表の下段：『【第4版】リアリスティック不動産登記法Ⅰ』

『【第4版】リアリスティック不動産登記法Ⅱ』

『【第4版】リアリスティック民法Ⅲ』

■商業登記法

・『【第2版】リアリスティック会社法・商法・商業登記法Ⅰ』

・『【第2版】リアリスティック会社法・商法・商業登記法Ⅱ』

※「**㊦**×」のマークをつけている問題：過去問の知識では正解にたどり着くことができない問題（2択や3択までいくものも含む）

※「**㊦**×**㊦**×」のマークをつけている問題：テキストおよび過去問の知識でも正解にたどり着くことができない問題（2択や3択までいくものも含む）

		正答率	Rank		テキスト	過去問
第1問 ㊦× ㊦×	ア	56.7%	B	T	P210	
	イ					
	ウ					
	エ					
	オ					
第2問 ㊦× ㊦×	ア	29.1%	C		P94	
	イ					
	ウ			T		
	エ					
	オ					

		正答率	Rank		テキスト	過去問
第3問 ⑥×	ア	67.2%	B	T	P70	
	イ					
	ウ			T	P76	
	エ			T	P71	H19-1-ウ
	オ			T	P71	H12-1-イ
第4問	ア	87.3%	A	T	P104	H13-1-5
	イ			T	P138	H20-3-オ、H18-1-エ、H11-1-4、H6-2-3
	ウ			T	P143	H10-4-3
	エ			T	P112	H27-5-ア、H11-1-3
	オ			T	P112	R3-5-エ、H26-2-オ、H7-1-2
第5問	ア	74.6%	A			
	イ			T	P219	R3-3-オ、H28-5-エ、H10-3-1、H4-6-4
	ウ			T	P220 (190)	(H28-5-オ) H10-3-3
	エ			T	P224	H10-3-5、H6-4-3、H4-6-4
	オ			T	P223	(H15-5-イ)
第6問	ア	76.9%	A	T	P362	H29-6-エ、H26-6-イ、H20-6-イ、H14-7-ア、H4-8-4
	イ			T	P363	H24-6-ウ、H19-6-イ
	ウ			T	P380	H29-6-イ、H9-7-4、H3-8-3
	エ			T	P386	H30-6-オ、H24-6-エ、H20-6-ウ、H17-7-ア、H11-7-ウ、H3-8-4
	オ			T	P372~373	H23-6-ア、H23-6-エ、H15-6-イ
第7問 ⑥×	ア	61.2%	B	T	P341 (272)	
	イ			T	P277	
	ウ			T	P277	
	エ			T	P278	H17-7-イ、H13-6-エ
	オ			T	P281	H16-7-エ、H1-8-1

		正答率	Rank		テキスト	過去問
第8問	ア	57.8%	B	T	P150	H28-8-イ、H9-8-ア、H4-9-イ
					P150	
	イ			T	P154	
					P154	
	ウ			T	P148	
					P148	
エ	T	P157				
		P157				
オ	T	P160	H26-8-エ、H22-8-エ			
		P160				
第9問	ア	75.2%	A	T	P21	H2-11-2
					P21	
	イ			T	P26	H23-9-イ、H18-11-エ
					P26	
	ウ			T	P26	
					P26	
エ	T	P24	H30-9-オ、H21-11-オ、H7-11-4			
		P24				
オ	T	P18				
		P18				
第10問	ア	76.5%	A	T	P40	H28-11-ウ、H21-9-ア、H6-10-1
					P40	
	イ			T	P93	H19-10-オ、H11-10-3、S60-14-1
					P93	
	ウ			T	P37	H28-11-イ、H19-9-イ、H17-11-ア、H5-10-4、H2-13-5
					P37	
エ	T	P92				
		P92				
オ	T	P15	H28-9-オ			
		P15				

		正答率	Rank		テキスト	過去問	
第11問	ア	69.8%	B	T	P80	(H29-10-エ、H22-11-オ、 H18-10-イ、H12-10-イ、H8-11-5、H3-14-1)	
					P80		
	イ			T	P55		H24-11-ア、H8-11-3
					P55		
	ウ			T	P61~62		H18-10-ア、H7-10-エ
					P61~62		
エ	T	P78	H6-11-5				
		P78					
オ	T	P70	H22-11-エ、H21-10-イ、H16-11-イ、H3-14-5				
		P70					
第12問	ア	79.5%	A	T	ⅡP400	H22-18-ウ、H1-21-4	
					ⅡP404		
	イ			T	I P24 (354)		
					I P25 (356)		
	ウ			T	I P24	S62-22-4	
					I P25		
エ	T	I P26 (24)	H25-24-ウ、H16-27-ア、H14-13-オ、H8-18-4				
		I P27 (25)					
オ	T	I P24 (ⅡP408)	H21-23-エ				
		I P25 (ⅡP412)					
第13問 ⑥×	ア	86.5%	A	T	ⅡP16	H17-27-ア	
					ⅡP16		
	イ			T	ⅡP16		
					ⅡP16		
	ウ			T	ⅡP16		
					ⅡP16		
エ	T	ⅡP16	H29-26-オ、H24-13-オ、H12-25-1、H2-17-2				
		ⅡP16					
オ	T	I P387 (467)					
		I P389 (469)					

		正答率	Rank		テキスト	過去問	
第14問	ア	62.9%	B	T	I P413		
					I P415		
	イ			T	I P387		H19-18-イ
					I P389		
	ウ			T	I P405		R1-24-ア
					I P407		
エ	T	I P409 (417)	H20-20-イ				
		I P411 (419)					
オ	T	I P168					
		I P166					
第15問 ④×	ア	54.5%	B	T	I P224	H30-12-ア	
					I P222		
	イ			T	I P466	H11-21-エ	
					I P468		
	ウ						
エ		(I P186)					
		(I P184)					
オ	T	I P476					
		I P478					
第16問	ア	50.7%	B	T	I P96 (110)	H23-25-2	
					I P94 (108)		
	イ			T	I P98		
					I P96		
	ウ			T	I P148	H29-17-オ	
					I P146		
エ							
オ	T	Ⅱ P460					
		Ⅱ P464					

		正答率	Rank		テキスト	過去問
第17問	ア	35.6%	C	T	I P87 I P85	H17-16-ア
	イ			T	I P91 I P89	H27-13-ア
	ウ			T	I P90 I P89	H23-13-ウ
	エ			T	I P88 I P87	H23-13-エ
	オ			T	I P86 (89) I P85 (88)	H28-25-ア (H23-13-イ)
第18問	ア	59.3%	B			
	イ			T	I P107 I P105	H27-12-5、H19-21-ウ
	ウ			T	I P110 I P108	H23-25-3
	エ			T	II P449 II P453	
	オ					
第19問	ア	72.0%	A	T	I P134 I P132	H24-23-ウ、H21-13-エ、H18-14-ア、H3-29-イ
	イ			T	I P134 I P132	H9-26-3
	ウ			T	I P134 I P132	H21-13-オ、H1-28-5
	エ			T	I P100 I P98	
	オ			T	I P123～124 I P121～122	H22-26-ウ、H16-24-3、H1-29-3

		正答率	Rank		テキスト	過去問
第20問	ア	66.8%	B	T	I P42	H28-14-イ (H12-14-ウ)
					I P43	
	イ			T	I P293	H17-14-オ
					I P295	
	ウ			T	民ⅢP465	H29-18-ア、午前 H28-21-エ
					民ⅢP465	
エ	T	I P257				
		I P255				
オ	T	I P260	午前 R3-23-イ、H20-24-オ			
		I P259				
第21問	ア	81.3%	A	T	I P276	
					I P278	
	イ			T	I P174	H26-17-ア、H13-12-1
					I P172	
	ウ			T	I P249 (278)	H15-25-ア、H15-25-オ、H13-12-5
					I P247 (280)	
エ	T	I P280~281	H29-19-イ、H15-25-エ			
		I P282~283				
オ	T	I P196	H15-18-エ、H12-23-ア、H12-23-エ、H3-27-5			
		I P194				
第22問	ア	78.7%	A	T	ⅡP424	H29-22-イ、H17-27-エ、H2-21-1
					ⅡP428	
	イ			T	ⅡP189	H22-16-ア、H2-21-3、S62-18-5
					ⅡP189	
	ウ			T	ⅡP186	H4-27-4
					ⅡP186	
エ	T	ⅡP191	H23-16-オ			
		ⅡP191				
オ	T	ⅡP194				
		ⅡP194				

		正答率	Rank		テキスト	過去問
第23問	ア	59.7%	B	T	ⅡP167	H17-22-ウ、H5-20-3
					ⅡP167	
	イ			T	ⅡP167	H17-22-ア、H5-20-5
					ⅡP167	
	ウ			T	ⅡP167	H25-23-4、H17-22-エ、H5-20-3
ⅡP167						
エ	T	ⅡP167	H1-31-イ			
オ	T	ⅡP167	H25-23-3、H5-20-5、H1-31-イ			
オ	T	ⅡP167				
第24問	ア	59.7%	B	T	ⅡP99	H13-17-ウ
					ⅡP99	
	イ					
	ウ			T	ⅡP98	H12-12-ア
ⅡP98						
エ	T	ⅡP95				
		ⅡP95				
オ	T	ⅡP99	H16-20-オ			
オ	T	ⅡP99				
第25問	ア	55.6%	B	T	ⅡP135	H19-19-オ
					ⅡP135	
	イ			T	ⅡP262	H23-22-ウ、H5-12-エ
					ⅡP262	
	ウ			T	I P447	H5-13-5、H5-13-1、H3-31-1
I P449						
エ	T	ⅡP285	H5-12-オ、H3-31-2			
		ⅡP285				
オ	T	ⅡP20	H29-25-イ、H24-22-ウ、S62-19-1			
オ	T	ⅡP20				

		正答率	Rank		テキスト	過去問
第26問 ④×	ア	60.8%	B			
	イ			T	ⅡP298 ⅡP298	H9-20-1
	ウ			T	ⅡP430 ⅡP434	H20-16-エ、H14-18-イ、S61-23-4
	エ			T	ⅡP299 ⅡP299	H26-12-ア、H7-19-エ、H3-23-2
	オ			T	ⅡP320 ⅡP322	
第27問	ア	68.3%	B	T	I P152 I P150	
	イ			T	ⅡP224 ⅡP224	(H25-27-オ)
	ウ			T	ⅡP240 ⅡP240	H11-25-イ
	エ			T	I P153 I P151	
	オ			T	I P161 I P159	H21-24-ウ
第28問	ア	67.5%	B	T	I P95	H30-29-エ
	イ			T	I P103	
	ウ			T	I P108	H27-28-オ
	エ			T	I P110	H25-29-ア
	オ			T	I P108	(H21-28-エ)
第29問	ア	77.2%	A	T	I P179	
	イ			T	I P208	H30-31-イ
	ウ			T	I P235	H25-31-ウ
	エ			T	I P242	午前R1-28-4、H25-30-イ
	オ			T	I P140	H30-31-エ、午前H24-28-ア

		正答率	Rank		テキスト	過去問
第30問 Ⓔ×	ア	81.0%	A	T	I P267	
	イ			T	I P266	
	ウ			T	I P518	午前 18-35-オ
	エ			T	I P265	
	オ			T	I P363	
第31問 Ⓔ×	ア	61.6%	B	T	I P390	
	イ			T	Ⅱ P153	
	ウ					
	エ			T	Ⅱ P119	H28-35-ウ
	オ			T	(Ⅱ P242)	
第32問 Ⓔ×	ア	56.7%	B	T	Ⅱ P346	午前 H21-34-エ、H18-32-イ、午前 H15-35-イ
	イ			T	Ⅱ P376	
	ウ			T	Ⅱ P335	
	エ			T	Ⅱ P330	
	オ			T	Ⅱ P351	H14-31-エ
第33問	ア	64.6%	B	T	Ⅱ P188	H25-34-ウ、H22-32-エ、H19-32-オ、H14-28-ウ
	イ			T	Ⅱ P178	
	ウ			T	Ⅱ P183	H28-33-ア
	エ			T	Ⅱ P180	H14-28-エ
	オ			T	Ⅱ P195	H14-28-オ、H2-40-5
第34問 Ⓔ×	ア	69.3%	B	T	Ⅱ P287	
	イ			T	Ⅱ P276	H19-34-オ
	ウ			T	Ⅱ P289	S63-32-2
	エ			T	Ⅱ P414	
	オ			T	Ⅱ P288	H19-34-エ
第35問 Ⓔ×	ア	52.8%	B	T	Ⅱ P560	H17-35-2、H13-29-イ
	イ			T	Ⅱ P601	H22-35-ウ
	ウ			T	Ⅱ P558	
	エ			T	Ⅱ P569	
	オ					

2 2年目以降の選択肢

	①独学		②中上級講座	③基礎講座 (*1)
	i 直前期(4月 ~6月)の答 練・模試のみ	ii 3月までに特 定の科目や演習 講座を受講		
費用	○		△	×
	*来年度に合格できないと、いずれも「×」			
法改正など 最新情報 (*2)	×	△	○	
情報の網羅性	×	△	○ *講座による	
出題確率の高い 分野に絞った学 習・未出の知識 の習得	△	△	○	△

* 1 Aランク（正答率 70%以上）の問題で失点している方は必要性が高い

午前択一（令和4年度）					午後択一（令和4年度）						
1	人格権 人格的利益	A	19	事務管理	A	1	訴訟告知	B	19	許可証明 情報等	A
2	法の下 の平等	A	20	身分行為の 同意など	A	2	訴訟記録の 閲覧等	C	20	申請	B
3	国会	B	21	成年後見 監督人	B	3	訴えの利益	B	21	相続	A
4	未成年者	A	22	相続	B	4	当事者の 出頭	A	22	地役権	A
5	代理	A	23	配偶者の 居住の権利	A	5	控訴	A	23	不動産質権 抵当権	B
6	時効の完成 猶予・更新	B	24	因果関係	A	6	民事保全	A	24	根抵当権の 相続	B
7	不動産の 物権変動	A	25	わいせつ の罪	B	7	執行文	B	25	(根) 抵当 権の仮登記	B
8	即時取得	A	26	窃盗罪	A	8	登録・法人	B	26	仮登記	B
9	物権の得喪	A	27	株式会社の 設立	A	9	供託の 申請手続	A	27	登録免許税	B
10	地上権	A	28	株券	A	10	弁済供託	A	28	募集設立	B
11	担保物権の 性質	B	29	株式の 担保化	B	11	執行供託	B	29	株式	B
12	法定地上権	A	30	株主総会 取締役会	B	12	主登記 付記登記	A	30	機関	B
13	留置権	A	31	取締役	A	13	持分の記載	A	31	会社の変更	B
14	権利質	B	32	株式会社の 計算等	C	14	申請情報の 内容	B	32	株式会社の 組織再編	B
15	譲渡担保権	A	33	持分会社	A	15	登記の原因	B	33	解散・清算	B
16	多数当事者 債権・債務	A	34	株式会社の 組織再編等	A	16	添付情報	B	34	組織変更	B
17	第三者の ための契約	A	35	商業使用人	A	17	登記識別情 報提供不可	C	35	一般社団 法人	B
18	使用貸借	A				18	代理権限 証明情報	B			

* 2 2023 年度から新たに出題範囲となる改正

	改正事項
民法 (物権法・相続法)	①相隣関係の改正（新民法 209 条、213 条の 2、213 条の 3、233 条） ②共有の改正（新民法 249 条、251 条、252 条、252 条の 2、258 条、258 条の 2、262 条の 2、262 条の 3、264 条） ③所有者不明不動産管理命令の制度の新設（新民法 264 条の 2～264 条の 8） ④管理不全不動産管理命令の制度の新設（新民法 264 条の 9～264 条の 14） ⑤相続財産の管理、相続財産の清算、遺産分割の改正（新民法 897 条の 2、898 条、904 条の 3、907 条、908 条、918 条、926 条、936 条、940 条、952～958 条の 2）
不動産登記法	①相続人に対する遺贈を原因とする所有権の移転の登記が単独申請可に（新不登法 63 条 3 項） ②休眠登記の抹消手続の簡略化（新不登法 69 条の 2、70 条、70 条の 2）
借地借家法	①一般定期借地権の特約が電磁的記録でも可能に（新借地借家法 22 条 2 項） ②定期建物賃貸借の特約が電磁的記録でも可能に（新借地借家法 38 条 2 項） ③取壊し予定の建物の賃貸借の特約が電磁的記録でも可能に（新借地借家法 39 条 3 項）
供託法	①簡易確認手続の利用が供託所と代表者・支配人の代表権・代理権を証明すべき登記所が同一でなくても可能に（新供託規則 14 条 1 項後段） ②執行供託の払渡請求の際に支払証明書が不要となる場合（支払委託書の記載から供託物の払渡しを受けるべき者であることが明らかとなる場合）の規定の追加（新供託規則 30 条 2 項） ③払渡請求の際に印鑑証明書の添付を省略できる場合（裁判所書記官が作成した印鑑証明書添付した場合）を追加（新供託規則 26 条 3 項 6 号）

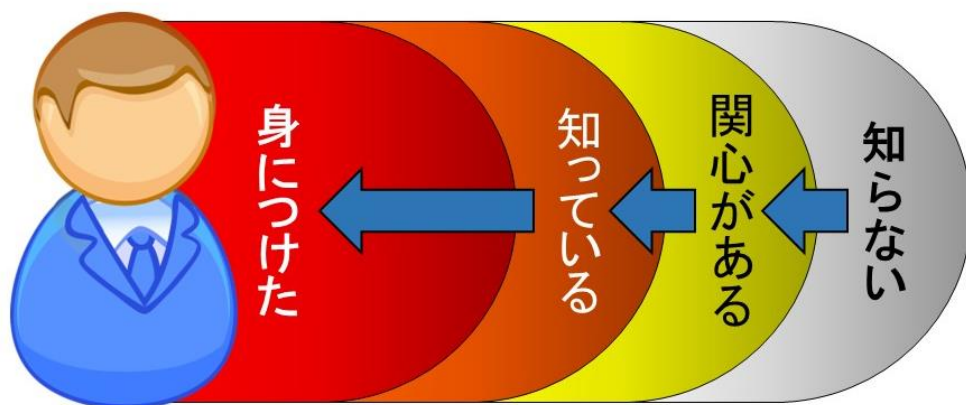
cf. 2022 年度から出題範囲となった改正

	改正事項
民法 (成人年齢)	①未成年者が 18 歳未満に（新民法 4 条） ②女の婚姻可能年齢が 18 歳に（新民法 731 条） ③上記①②により未成年者の婚姻という概念がなくなる（新民法 737 条参照） ④上記③により成年擬制という概念がなくなる（新民法 753 条参照） ※養親となれる者は 20 歳で維持（新民法 792 条、804 条ただし書参照）

cf. 2021 年度から出題範囲となった改正

	改正事項
会社法	<p>①電子提供措置の新設（新会社法 325 条の 2、911 条 3 項 12 号の 2） ※この改正は 2023 年度～</p> <p>②議案の要領の通知請求権の議案の数の制限（新会社法 305 条 4 項柱書）</p> <p>③書面による議決権行使書面などの閲覧請求の際の理由の明示および株式会社の請求拒絶事由（新会社法 310 条 7 項、8 項、311 条 4 項、5 項、312 条 5 項、6 項）</p> <p>④成年被後見人・被保佐人が取締役、監査役、執行役の欠格事由に非該当（会社法 331 条 1 項 2 号の削除、新会社法 331 条の 2、335 条 1 項、402 条 4 項）</p> <p>⑤社外取締役の設置の義務化（新会社法 327 条の 2）</p> <p>⑥社外取締役への業務の執行の委託の新設（新会社法 348 条の 2）</p> <p>⑦取締役の報酬の明文化（新会社法 361 条）</p> <p>⑧補償契約・役員等のために締結される保険契約の明文化（新会社法 430 条の 2、430 条の 3）</p> <p>⑨上場企業がする取締役の報酬等としての募集株式の発行等・新株予約権の発行の新設（新会社法 202 条の 2、236 条）</p> <p>⑩社債管理補助者の新設（新会社法 714 条の 2 本文）</p> <p>⑪株式交付の新設（新会社法 2 条 32 号の 2）</p> <p>⑫株主による責任追及等の訴え（いわゆる株主代表訴訟）における和解の際の監査役などの同意の新設（新会社法 849 条の 2）</p>
商業登記法	<p>①印鑑届義務の廃止（新商登法 20 条）</p> <p>②新株予約権の登記の登記事項（算定方法）の改正（新会社法 911 条 3 項 12 号へかつこ書）</p> <p>③支店所在地における登記の廃止 ※この改正は 2023 年度～</p>
司法書士法	<p>①司法書士の使命の明記（新司書法 1 条）</p> <p>②司法書士法人の社員が 1 人で OK に（新司書法 32 条 1 項、44 条 1 項 7 号）</p> <p>③懲戒手続の適正・合理化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・懲戒権者が法務大臣に変更（新司書法 47 条柱書、48 条 1 項柱書） ・懲戒手続中に清算が終了した司法書士法人への懲戒処分が可能に（新司書法 48 条 2 項） ・戒告処分においても聴聞を保障（新司書法 49 条 3 項） ・懲戒に 7 年の除斥期間を新設（新司書法 50 条の 2）

※2年目以降の大変さ



3 試験が求めているものとは？

- ①根拠（条文、判例、先例など）を思い出す力
- ②制度趣旨から考える力

令和4年度（午後）

第17問 甲不動産の所有権の移転の登記（以下「本件登記」という。）の申請に際して申請人が登記義務者の登記識別情報を提供することができない場合における次のアからオまでの記述のうち、**正しいもの**の組合せは、後記1から5までのうち、どれか。なお、申請人はいずれも自然人とする。

23-13-エ エ 甲不動産の所有権の登記名義人の住所の変更の登記と当該登記名義人を登記義務者とする本件登記の申請を同時にした場合において、その住所の変更の登記に係る住所の変更があった日から3か月を経過しているときは、登記官は、事前通知のほかに、本件登記の登記義務者の登記記録上の前の住所にあてて、本件登記の申請があった旨の通知をすることを要しない。

(×)

『【第3版】リアリスティック不動産登記法Ⅰ』P88

(iii) 再例外

再例外まであってややこしいですが……、上記(ii)の場合でも、たとえば、以下の①や②の場合には、前住所通知はされません。

①上記(a)の申請が住所の変更の登記がされた日から3か月経過後にされたものである場合(不登法23条2項、不登規71条2項2号)

3か月も経過しているのならば、真の所有者が気づいているだろうと考えられるからです。

②登記義務者が法人である場合(不登法23条2項、不登規71条2項3号)

法人の住所の変更の登記は、たとえば、会社であれば、先に商業登記(本店移転の登記)がされます(商業登記法で学習します)。商業登記で厳しい審査がされるため、不動産登記の住所の変更の登記がウソである確率が低いのです。

4 教材（テキスト）の重要性

1. 使用テキスト

	テキスト
民法	<p>市販テキスト『【第3版】司法書士試験 リアリスティック 1 民法Ⅰ [総則]』（辰巳法律研究所）</p> <p>『【第4版】司法書士試験 リアリスティック 2 民法Ⅱ [物権]』（辰巳法律研究所）</p> <p>※2022年5月中旬発売</p> <p>『【第4版】司法書士試験 リアリスティック 3 民法Ⅲ [債権・親族・相続]』（辰巳法律研究所）</p> <p>※2022年5月中旬発売</p>
不動産登記法	<p>市販テキスト『【第4版】司法書士試験 リアリスティック 4 不動産登記法Ⅰ』（辰巳法律研究所）</p> <p>※2022年7月上旬発売</p> <p>『【第4版】司法書士試験 リアリスティック 5 不動産登記法Ⅱ』（辰巳法律研究所）</p> <p>※2022年7月上旬発売</p>
会社法 商業登記法	<p>市販テキスト『【第2版】司法書士試験 リアリスティック 6 会社法・商法・商業登記法Ⅰ』（辰巳法律研究所）</p> <p>『【第2版】司法書士試験 リアリスティック 7 会社法・商法・商業登記法Ⅱ』（辰巳法律研究所）</p>
民事訴訟法 民事執行法 民事保全法	<p>市販テキスト『司法書士試験 リアリスティック 8 民事訴訟法・民事執行法・民事保全法』（辰巳法律研究所）</p>
供託法 司法書士法	<p>市販テキスト『司法書士試験 リアリスティック 9 供託法・司法書士法』（辰巳法律研究所）</p> <p>※2022年7月中旬発売</p>
刑法	<p>市販テキスト『司法書士試験 リアリスティック 10 刑法』（辰巳法律研究所）</p>
憲法	<p>市販テキスト『司法書士試験 リアリスティック 11 憲法』（辰巳法律研究所）</p>

2. 講義中に書き込みをして最高のテキストを作り上げていく

- ・赤：結論（記憶）
- ・青：理由・趣旨
- ・緑：複数の知識に関係（記憶）
- ・黒：出ない（具体例、実務の話など）

5 合格点を取るには？

午前択一	午後択一
1. 合格に必要な知識を思い出せるようにする	1. 合格に必要な知識を思い出せるようにする 2. 以下の負担がある中で実力を出せるようにする ・午後択一は午前択一、記述は午後択一の手応え ・制限時間の厳しさ ・変わった形式の出題（表形式、登記記録問題など） ・難問が出たときの精神的ダメージ

1. 上記1.の対策

テキストの根拠を思い出して問題を解けるようにする訓練をする

以下の視点

- ・理解 → 「整理」
- ・記憶 → 「想起」

2. 上記2.の対策

- ①「午後択一 35 問」1 セットを直前期（4 月～6 月）に1 週間に1 回こなす（素材は答練・模試・年度別の過去問）
- ②肢の途中で、キーフレーズからテキストの該当箇所を思い出す訓練をする

令和4年度（午後）

第15問 登記の原因に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか。

30-12-ア ア 内縁関係を解消した一方当事者が他方当事者に対して財産分与を原因とする不動産の所有権の移転の登記を命ずる確定判決の正本を提供して所有権の移転の登記を申請する場合には、その登記の原因を「財産分与」とすることはできない。

(×)

③解法を知り使いこなせるようにする

令和4年度（午後）

第14問 次のアからオまでの記述のうち、第1欄に掲げる登記を申請するときに第2欄に掲げる事項を当該登記の申請情報の内容とすることを要するものの組合せは、後記1から5までのうち、どれか

	第1欄	第2欄
ア	抵当権の被担保債権の一部譲渡を原因とするAからBへの抵当権の一部移転の登記をした後、Bが譲渡を受けた債権全部をCに譲渡したことを原因とするBからCへの抵当権B持分の移転の登記	BがCに譲渡した債権の額
イ	債権額が1000万アメリカ合衆国ドルと指定された債権を被担保債権とする抵当権の設定の登記	本邦通貨で表示した担保限度額
ウ	A登記所の管轄区域内にある甲土地及び乙土地の所有権を目的とする抵当権の設定の登記がされ、共同担保目録が作成された後、同一の債権の担保としてB登記所の管轄区域内にある丙土地の所有権を目的とする抵当権の追加設定の登記	A登記所の共同担保目録の記号及び目録番号
エ	抵当権の登記名義人Aの死亡による相続を原因とする相続人B及びCへの抵当権の移転の登記	B及びCの持分
オ	A銀行を登記名義人とする抵当権の登記にA銀行の取扱店としてB支店を表示する抵当権の変更の登記	B支店を取扱店と指定した年月日

- 1 アウ 2 アオ 3 イウ 4 イエ 5 エオ

(正解4)

6 今から受講し始めた場合のスケジュール

マスト

受講開始時期にかかわらず、3月末～4月中旬で全講義を終える

【7/20 スタート】

科目	講義回数	講義時間数	日数	目安の期間
民法	28回	84時間	60日	7/20 ～ 9/17
不動産登記法	21回	63時間	46日	9/18 ～ 11/2
会社法・商業登記法	31回	93時間	68日	11/3 ～ 1/9
民事訴訟法・民事執行法・民事保全法	12回	36時間	37日	1/10 ～ 2/15
不動産登記（記述）	7回	21時間		民訴法～司書法と並行
供託法・司法書士法	5回	15時間	15日	2/16 ～ 3/2
刑法	7回	21時間	24日	3/3 ～ 3/26
商業登記（記述）	7回	21時間		刑法・憲法と並行
憲法	6回	18時間	20日	3/27 ～ 4/15
合計	124回	372時間	270日	

→ 「週 3.21 コマ」 ペース

【8/20 スタート】

科目	講義回数	講義時間数	日数	目安の期間
民法	28回	84時間	55日	8/20 ～ 10/13
不動産登記法	21回	63時間	40日	10/14 ～ 11/22
会社法・商業登記法	31回	93時間	60日	11/23 ～ 1/21
民事訴訟法・民事執行法・民事保全法	12回	36時間	33日	1/22 ～ 2/23
不動産登記（記述）	7回	21時間		民訴法～司書法と並行
供託法・司法書士法	5回	15時間	13日	2/24 ～ 3/8
刑法	7回	21時間	21日	3/9 ～ 3/29
商業登記（記述）	7回	21時間		刑法・憲法と並行
憲法	6回	18時間	17日	3/30 ～ 4/15
合計	124回	372時間	239日	

→ 「週 3.63 コマ」 ペース

1回の講義について行うこと

目安の時間

- | | |
|-----------------------------------|-------------|
| ①予習 | : 10分～1時間 |
| ・10分の場合 → 見出し・小見出しの確認（学習するテーマの確認） | |
| ・1時間の場合 → その他の記載を読む | |
| ②講義視聴 | : 3時間30分（*） |
| *巻戻しなどをすることを考慮 | |
| ③復習1 —— テキスト（インプット重視） | : 2時間 |
| ④復習2 —— 過去問 | : 2時間 |
| ⑤復習3 —— テキスト（アウトプット重視） | : 1時間 |
| ⑥追っかけ復習 | : 余った時間すべて |

※時間がない場合に省略するもの

7 フォロー制度

1. 毎回の講義終了時に「解くべき過去問のナンバー」をお伝えする

2. 過去問演習、質問・相談制度

(1) 講座専用ブログ

本講座は、フォロー制度として講座専用ブログ（受講生の方のみに URL・パスワードを通知）を使用。講座専用ブログでは、以下のフォローを行う。

【毎回の講義終了後に解く過去問の情報】

- ①テキスト未掲載の知識・まだ講義で触れていない知識の指摘
 - ②解いていただいた過去問のすべての肢（テキストに根拠がある肢）の根拠ページを記載
 - ③一部の肢の解説（学説問題など）
- *P38～48 参照

(2) 受講生限定メール質問・相談システム

回答は、原則として2～3日以内程度で返信。

ただし、ご質問の内容によっては精査しさらに数日お時間をいただく場合あり。

※以下のような行為があった場合、質問の制限をする場合あり。

- ・一人で連続して多数の質問をする行為
- ・同じ内容の質問を繰り返す行為

- ・講座内容に関係のない質問
- ・他の講座や教材に関する質問

3. 推測採点基準（松本作成）の提供（2023 年度本試験の直前期）

8 必ず実際の講義を観てから決める

- ・リアリスティック導入講義 民法の全体像①②（ガイダンス4・5）
- ・民法第1回講義
- ・リアリスティック導入講義 不動産登記法の全体像（ガイダンス7）
- ・不動産登記法第1回講義
- ・リアリスティック導入講義 会社法・商業登記法の全体像（ガイダンス8）
- ・会社法・商業登記法第1回講義

【視聴方法】

- ・司法書士試験リアリスティック／松本の無料動画
https://sihousyosisikenn.jp/shihousyoshishikenn_muryoudouga

講座専用ブログの過去問情報・見本

<民法4回目>

民法4回目の講義の最後に申し上げた、解いていただく過去問（NO.6、7、9、12、16、38、41、45、46、49～51、53～55、58～71、76、78～80）の情報をお伝えします。

「テキスト未掲載の知識」（※）は、不要とされたものを除いて補充してください。どの肢がテキスト未掲載の知識かは、本ブログをご覧になればわかりますが、過去問集にも「☆」の印を付けるなど、わかるようにしておく、後で学習がしやすくなります。

※ガイダンスで申し上げましたが、テキストには過去問知識はほとんど載せていますが、一部載せていません。本試験では、すべての肢が既存知識で構成される問題のほうが少ないため、学習していない知識も含まれている問題を解く練習をしていただくためです。

以下の文章は、必ず民法4回目の講義終了後、上記の過去問を解いた後でご覧ください。ただし、1問解いてその問題のみご覧いただくのは構いません。

【NO.6】

※アの根拠は、P85です。

※イの根拠は、P201です。取消しは効果を切るだけですから、追認と異なり、制限行為能力者でも単独ですることができます（P201）。そして、取り消すと無効で確定しますので（P191）、取消しを取り消すことはできません。

※ウの根拠は、P204です。Aはまだ未成年者ですので、P204（3）の「追認をすることができる時以後」に当たりません（P203 マル1）。

※エの根拠は、P205です。Bは行為能力者ですので、パソコンを引き渡した（履行した）ならば、法定追認に当たります（P205）。

※オの根拠は、P82（83）です。

【NO.7】

※アの根拠は、P194です。絵画は天災により滅失したので、現存利益はないといえます。

※イの取消しの根拠はP207、無効の根拠はP192です。

※ウの根拠は、P199です。

※エの根拠は、P73です。

※オの根拠は、P85です。なお、「成年後見に関する登記記録」とありますが、成年後見登記というものがあ、成年被後見人になると、登記されます。これについては、ⅢのテキストP464や不動産登記法Ⅰのテキストで説明します。

【NO. 9】 2

※1の根拠は、P79です。

※2は、家族法における知識ですが、細かいのでⅢのテキストでも扱いません。余裕がある方は、Ⅲのテキスト P453～458 で利益相反行為を学習した後に拾ってください。その後で、解説をご覧ください。

※3の根拠は、P158です。

※4の根拠は、P85です。P85 マル1に「制限行為能力者が」とありますとおり、成年被後見人であっても、詐術を用いた場合には保護されません。

※5の根拠は、P202です。追認すると、有効で確定しますので (P202)、取り消せなくなります。

【NO. 12】

※アの根拠は、P201です。

※イの根拠は、P203です。

※ウの根拠は、P83です。

※エの根拠は、P195です。大学の入学金の支払は元々必要であった支出です。

※オの根拠は、P85です。

【NO. 16】

※アの根拠は、P53・195です。

※イの根拠は、P53・195です。

※ウの根拠は、P52です。「双方善意」を探してください。Cが善意ですが、双方善意の部分がありませんので、Cは失踪宣告の取消しにより土地の所有権を失うことになります。

※エの根拠は、P52です。「双方善意」を探してください。Dが善意ですが、双方善意の部分がありませんので、Dは失踪宣告の取消しにより土地の所有権を失うことになります。

※オの根拠は、P52～53です。「双方善意」を探してください。Dが悪意ですが、その前にBおよびCが双方善意ですので、Cのところでも有効で確定し、Dは土地の所有権を失わずに済みます。このように、緑で下線を引いたまたは書き込んだものは、複数の知識や肢に使えますので、有効活用してください。

【NO. 38】 オ

※アの根拠は、P129です。

※イの根拠は、P128です。

※ウの根拠は、P130です。

※エの根拠は、P194 です。

※オは、まだ講義で触れていない知識です。Ⅲのテキスト P108 で扱います。契約上の地位の承継人は、P202 マル3の「承継人」に当たります。

【NO. 41】

※アの根拠は、P132 です。

※イの根拠は、P132 です。沈黙も詐欺になり得ますので (P132)、「認められることはありません」と言い切れれば誤りです。

※ウの根拠は、P128 です。

※エですが、この肢のように「改正により解答不能」となっているものは無視してください。

※オの詐欺の根拠は P134・192 (207)、錯誤の根拠は P130・192 (207) です。

【NO. 45】

※この問題のように正解がない問題（「複数解」となっている問題もあります）は、基本的には改正により正誤が変わった肢があるためです。

※アの根拠は、P139 です。

※イの錯誤の根拠は P192 (P202)、詐欺の根拠は P192 (P202) です。

※ウの錯誤の根拠は P202、詐欺の根拠は P202 です。

※エの錯誤の根拠は P192 (207)、詐欺の根拠は P192 (207) です。

※オの錯誤の根拠は P130、詐欺の根拠は P134 です。

【NO. 46】 エ

※アの根拠は、P129・202 です。錯誤の相手方は、取消権者ではありません (P202)。

※イの根拠は、P139 です。

※ウの根拠は、P202 です。錯誤の相手方は、取消権者ではありません (P202)。

※エは、まだ講義で触れていない知識です。Ⅱのテキスト P52 で扱います。

※オの根拠は、P131 です。

【NO. 49】

※1の根拠は、P203 です。詐欺師・強迫者に、追認をするかどうかの催告権はありません。“詐欺師・強迫者だから”です。

※2の根拠は、P206 です。

※3の根拠は、P207 です。

※4の根拠は、P134 です。この肢の第三者が善意無過失であれば、Aは取消しの効果を第

三者に対抗できませんが、取消しの効果をBに主張することは可能です。Bは詐欺師ですから。

【NO. 50】 オ（即時取得について）

※アの根拠は、P155 です。

※イの根拠は、P164 です。

※ウの根拠は、P153 です。

※エの根拠は、P155 です。

※オの根拠は、P161 です。この肢のように、本人が代理人に特定の法律行為をすることを委託し、代理人がその法律行為をした場合には、本人が善意無過失かも問題となります（P161）。ただ、まだ即時取得について学習していないので、わからなかったと思います。即時取得は、ⅡのテキストP49～で学習します。

【NO. 51】

※NO. 50 やこの NO. 51 のような問題を対話問題といいます。対話問題は、どこで話が変わったかがポイントです。話が変わったら、線を引いて区切ってください。この問題では、エの上の教授の会話に「次に、事例を変えて」とありますので、ここで大きく話が変わっています（有権代理から無権代理のハナシに変わっています）。「次に、事例を変えて」で始まる教授の会話とその上の学生の会話の間に線を引いて区切ってください。

※アの根拠は、P158 です。

※イの根拠は、P157 です。

※ウの根拠は、P155 です。

※エの根拠は、P167 です。なお、P129 にありますとおり、Ⅰ・Ⅱのテキストで重過失かどうか問題となるのは、錯誤だけです。

※オの根拠は、P172 です。オの2つ上の教授の会話で、「過失はあった」とありますので、P172の「過失があるのはOK」まで聞いています。

【NO. 53】 2（契約不適合責任について）・5

※1の根拠は、P155 です。

※2の根拠は、P160・ⅢのテキストP238です。たしかに、瑕疵を知っているかなどは、代理人を基準に考えます（P160）。しかし、契約不適合責任の場合は、買主は瑕疵があることを知っていても、責任追及ができます。これは、ⅢのテキストP238で扱うので、まだわからなくて大丈夫です。

※3の根拠は、P157 です。

※4の根拠は、P183です。P183(ii)の「正当な理由」とは、善意無過失のことです（P181

マル3)。本肢にも「善意無過失」と記載されていますが、日常家事債務についての代理権が民法110条の基本代理権となり、民法110条が類推適用されるには、「日常家事の範囲内と信ずる」について善意無過失であること（正当な理由）が必要です（P183（ii））。本肢は、「売却の権限がなかったことにつき」とありますので、善意無過失の対象が誤っています。

※5は、テキスト未掲載の知識です。これは、知識として入れる必要はありません。

【NO. 54】イ（即時取得について）

※使者については、P188にありますとおり、犬をイメージしながら解いてください。

※アの代理人の根拠はP189、使者の根拠はP189です。代理の場合、法律行為に問題点があるかは原則として代理人を基準としますので（P160）、代理人に重過失がなければ錯誤取消しを主張できます（P129）。それに対して、使者の場合、法律行為に問題点があるかは本人を基準としますので（P189）、本人に重過失があれば錯誤取消しを主張できません（P189）。なお、代理については、P161 マル1の「特定の法律行為をすることを委託した」に当たる可能性はあります。「特定の法律行為をすることを委託した」とは、たとえば、特定の不動産や動産の購入を委託した場合が当たると解されているからです（P161のex2.）。本問冒頭の「甲動産を取得しようとしている」という記載だけでは、AがBに特定の動産の購入を委託しているのか（そういった委任契約を締結したのか）まで明確にはわからないので、P160（1）のハナシとして解説が書かれています。ただし、出題者が、アは、代理人についても正しい肢として出題した可能性もあります（それでも答えは変わりませんので、どちらかは定かではありません）。

※イの代理人の根拠はP189、使者の根拠はP189です。これも、アと同じく、法律行為に問題点があるかは、代理の場合は原則として代理人、使者の場合には本人について決するという知識ですが、即時取得はまだ講義で触れていません。即時取得は、IIのテキストP49～で扱います。

※ウの代理人の根拠はP189、使者の根拠はP189です。

※エの代理人の根拠はP189、使者の根拠はP189です。代理はもちろん代理人に売買代金額の決定権限を付与することができます（本人が納得すればOKというのが代理の基本的な考え方です。P166）。それに対して、使者に売買代金額の決定権限を付与することはできません。使者については、犬のイメージから考えてください。犬が代金額を決定することはできないでしょう。

※オの代理人の根拠はP189（162）、使者の根拠はP189です。

【NO. 55】

- ※1の根拠は、P158です。
- ※2の根拠は、P178です。表見代理が成立するには（本人に効力が及ぶには）、相手方は善意無過失である必要があります（P178）。よって、本肢では、抵当権の設定は、表見代理にはならず、本人が追認（P168）しない限りは有効となりません。
- ※3の根拠は、P155です。「無効」という表現に違和感を持った方もいるかもしれません。民法107条は効果が無権代理です（P155）。ただ、追認がない場合、無権代理行為によって設定された抵当権は無効です。本人に効果が帰属しないため、土地の所有者Bが設定したことにならないからです。抵当権設定契約は無権代理行為ですが、それによって生じるかが問題となる抵当権は、所有者である本人に効果が生じないと有効とはならないのです。
- ※4の根拠は、P160です。
- ※5の根拠は、P160・142です。代理行為の瑕疵は、代理人を基準とします（P160）。そして、第三者（本肢のD）による強迫の場合に、相手方（本肢のC）を保護する規定は、詐欺（P131の民法96条2項）と異なり、ありません（P142）。

【NO. 58】

- ※アの根拠は、P155です。また、P129にありますとおり、I・IIのテキストで重過失かどうか問題となるのは錯誤だけです。
- ※イの根拠は、P187です。この肢のように「〇〇の説に立つと」などと記載されていなければ、判例（判例がなければ通説）で答えてください。
- ※ウの根拠は、P183です。不動産だと民法110条を類推適用できませんが（P183）、本肢のように出たら正しい肢となります（P183）。
- ※エの根拠は、P184です。
- ※オの根拠は、P176です。

【NO. 59】 1（契約不適合責任について）

- ※1の根拠は、P161・IIIのテキストP238です。本肢のような場合、本人が知っているかも考えます（P161）。しかし、買主は契約不適合について悪意でも、担保責任を追及できます。これは、IIIのテキストP238で扱います。
- ※2の根拠は、P158です。
- ※3の根拠は、P163です。本肢のように「(いかなる場合でも) 責任を負うことはない」と出たら誤りです（P163のRealisticrule）。P163の緑を思い出して解いてください。
- ※4の根拠は、P157です。
- ※5の根拠は、P164です。P164の緑を思い出して解いてください。緑がある論点は、緑か

ら思い出せるようにしてください。緑のほうが赤よりも多数の知識に使えるからです。また、P164 の図に青で書き込んだ事例を思い出せると、解きやすくなります。復代理人も、本人（お客様）のための代理人ですよ。

【NO. 60】 エ

※アの根拠は、P162 です。

※イの根拠は、P164 です。

※ウの根拠は、P164 です。

※エは、テキスト未掲載の知識です。代理人が復代理人を解任するのに、本人の同意が必要であるといった規定はありません。これは、知識として入れる必要はありません。

※オの根拠は、P164 です。P164 の緑を思い出して解いてください。

【NO. 61】 2

※1の根拠は、P158・189 です。復代理人も代理行為をします（P162・164）、行為能力は不要ですが、意思能力は必要です（P158・189）。

※2は、テキスト未掲載の知識ですが、その場で考えていただくとわかります。本人から復代理人選任の代理権を与えられているので、代理人はそれを基に復代理人を選任することができます。

※3の根拠は、P163 です。ただ、平成29年の改正前の条文の文言の肢なので、改正後は出にくいです。改正後は、P163の表の赤の下線をしっかりと把握してください。

※4の根拠は、P164 です。どのような理由で復代理人を選任したかにかかわらず、復代理人は代理人と同一の権利義務を有します（P164）。

※5の根拠は、P164 です。復代理人は本人のための代理人ですので（P164 マル2）、本人（ex. お客様）のためにすることを示す必要があります。P164の緑を思い出して解いてください。また、P164の図に青で書き込んだ事例を思い出せると、解きやすくなります。

【NO. 62】

※アの根拠は、P162 です。

※イの根拠は、P164 です。復代理人は本人のための代理人ですので（P164 マル2）、本人のためにすることを示す必要があります。

※ウの根拠は、P164 です。

※エですが、この肢のように「改正により解答不能」となっているものは無視してください。

※オの根拠は、P164 です。P164 の緑を思い出して解いてください。

【NO. 63】

- ※アの根拠は、P173 です。
- ※イの根拠は、P174 です。
- ※ウの根拠は、P176 です。
- ※エの根拠は、P176 です。
- ※オの根拠は、P177 です。

【NO. 64】

- ※アの根拠は、P170 です。
- ※イの根拠は、P171 です。このように追認したというひっかけで出ますので、P171 (a) の青から思い出せるようにしてください。
- ※ウの根拠は、P175 です。
- ※エの根拠は、P174 です。
- ※オの根拠は、P167～168 です。

【NO. 65】

- ※アの根拠は、P171・172 です。
- ※イの根拠は、P169 です。
- ※ウの根拠は、P170 です。
- ※エの根拠は、P175 です。
- ※オの根拠は、P167 です。

【NO. 66】 ア

- ※アですが、売買代金の一部を受領することがP168の黙示の追認に当たるかは微妙です(判例などの根拠はありません)。この肢の正誤は、予備校によって異なっています。判断に困る肢なので、無視してください。
- ※イの根拠は、P166 です。
- ※ウの根拠は、P187 です。この肢のように「○○の説に立つと」などと記載されていない場合は、判例(判例がなければ通説)で答えてください。
- ※エの根拠は、P172 です。
- ※オの根拠は、P168 です。

【NO. 67】

- ※1の根拠は、P170です。
- ※2ですが、そんな規定はありません。本人は「ラッキー」という理由で追認できます（P169（b））。このように、試験委員が創作した肢を「そんな規定はない肢」と読んでいますが、これについては、テキストに根拠を書き込む必要はありません。
- ※3の根拠は、P171です。このように追認したというひっかけで出ますので、P171（a）の青から思い出せるようにしてください。
- ※4の根拠は、P169です。P169（c）の1行目にありますとおり、特約（双方の合意）があれば遡及効（さかのぼる効力）を制限できます。特約とは、本人と相手方が合意することですので、遡及するかどうかを本人が一方的に選べるわけではありません。
- ※5の根拠は、P170です。追認拒絶をすると、本人に効果が及ばないことに確定します（P170）。

【NO. 68】

- ※アの根拠は、P171です。このように追認したというひっかけで出ますので、P171（a）の青から思い出せるようにしてください。
- ※イの根拠は、P169です。
- ※ウの根拠は、P170です。
- ※エの根拠は、P171です。取り消すと、本人に効果が帰属しないことで確定します（P171）。
- ※オの根拠は、P169です。

【NO. 69】

- ※1の根拠は、P180～181・178です。P178の共通部分は、P178を検索先としてください。
- ※2の根拠は、P172です。
- ※3の根拠は、P171です。
- ※4の根拠は、P167・170です。追認拒絶で、甲に効果が及ばないことが確定します（P170）。また、丙が悪意ですので、乙に無権代理人の責任追及をすることもできません（P167マール4）。
- ※5の根拠は、P167です。

【NO. 70】

- ※アの根拠は、P173です。
- ※イの根拠は、P175です。
- ※ウの根拠は、P174です。
- ※エの根拠は、P176です。

※オの根拠は、P177 です。これが P172～173 の緑の例外ですので、明確に事案を記憶してください。

【NO. 71】

※アの根拠は、P173 です。

※イの根拠は、P176・167 です。本問冒頭の3～4行目に「Cには……過失がある」とありますので（ア～オだけではなく、問題冒頭の記載もよく読んでください）、Cは無権代理人の責任追及（履行または損害賠償請求）をすることもできません（P167）。

※ウの根拠は、P174（175）です。

※エの根拠は、P174 です。ウ・エですが、無権代理行為をしていない相続人の選択に引張られます（P175）。

※オの根拠は、P175 です。

※なお、本問において、金銭消費貸借契約が無効となる場合、無効の効果として原状回復義務が発生し（民法 I のテキスト P194）、Cは貸した金の返還を請求することができます。金銭消費貸借契約が有効とはならないので、A・B側は借りた金銭は返すべきだからです。しかし、本問は、無権代理行為が相続によって有効となるかを問う趣旨で出題していると思われ、原状回復義務については聞いていないと考えられます。

【NO. 76】

※アの根拠は、P201 です。

※イの根拠は、P206 です。

※ウの根拠は、P142 です。

※エの根拠は、P129 です。

※オの根拠は、P112 です。なお、Cが無過失でなくても、結論は変わりません（P120）。

【NO. 78】

※アの根拠は、P192 です。

※イの根拠は、P192・207 です。

※ウの根拠は、P110・112 です。P110 や P112 の場合、第三者に無効を主張できません。

※エの根拠は、P197・169 です。

※オの根拠は、P205 です。P205 の判断基準（取消権者の行為を要するか）から考えてください。

【NO. 79】 イ

※アの根拠は、P207 です。

※イは、テキスト未掲載の知識です、少し細かいので、余裕がある方だけ拾ってください。
ただ、まだ債権譲渡を詳しく学習していませんので債権譲渡をⅢのテキスト P108～で学習した後でお読みいただければ結構ですが、債権譲渡がされた場合でも、追認の相手は、債権の譲受人ではなく、契約の元の相手方である譲渡人とされています（大判大 14. 3. 3）。

※ウの根拠は、P205 です。P205 の判断基準を思い出しながら解いてください。

※エの根拠は、P205 です。P205 の判断基準を思い出しながら解いてください。単に正誤を判断するだけでなく、形を変えて出題されても大丈夫なように、判断基準（本試験で行う思考）が思い出せるように練習することに意味があります。

※オの根拠は、P206 です。

【NO. 80】

※アの根拠は、P81（83）です。

※イの根拠は、P204・205 です。保佐開始の審判が取り消されていますので、P204（3）の「追認をすることができる時以後」に当たります（P203 マル1）。

※ウの根拠は、P171 です。この「追認」のひっかけで出ます。

※エの根拠は、P204 です。詐欺に気付いていませんので、P204（3）の「追認をすることができる時以後」に当たりません（P203 マル1）。

※オの根拠は、P173 です。

次回の講義もよろしくお願いいたします。

松本雅典（本講座担当講師）

主な担当講座		基礎講座「リアリスティック一発合格松本基礎講座」（全129回）
		演習講座「過去問手薄分野カバーリアリスティック択一演習」（全4回）
		演習講座「本試験リメイク記述演習」（全4回）
著書	一般書	『試験勉強の「壁」を超える50の言葉』（自由国民社）
	勉強法	『【第3版】司法書士5ヶ月合格法』（自由国民社）
		『予備校講師が独学者のために書いた 司法書士5ヶ月合格法』（すばる舎）
	テキスト	『【第3版】司法書士試験 リアリスティック1 民法I [総則]』（辰巳法律研究所）
		『【第4版】司法書士試験 リアリスティック2 民法II [物権]』（辰巳法律研究所）
		※2022年5月中旬発売
		『【第4版】司法書士試験 リアリスティック3 民法III [債権・親族・相続]』（辰巳法律研究所）
		※2022年5月中旬発売
		『【第4版】司法書士試験 リアリスティック4 不動産登記法I』（辰巳法律研究所）
		※2022年7月上旬発売
		『【第4版】司法書士試験 リアリスティック5 不動産登記法II』（辰巳法律研究所）
		※2022年7月上旬発売
		『【第2版】司法書士試験 リアリスティック6 会社法・商法・商業登記法I』（辰巳法律研究所）
		『【第2版】司法書士試験 リアリスティック7 会社法・商法・商業登記法II』（辰巳法律研究所）
	『司法書士試験 リアリスティック8 民事訴訟法・民事執行法・民事保全法』（辰巳法律研究所）	
『【第2版】司法書士試験 リアリスティック9 供託法・司法書士法』（辰巳法律研究所）		
※2022年7月中旬発売		
記述	『司法書士試験 リアリスティック10 刑法』（辰巳法律研究所）	
	『司法書士試験 リアリスティック11 憲法』（辰巳法律研究所）	
記述	『【第2版】司法書士 リアリスティック不動産登記法 記述式』（日本実業出版社）	
	『【第2版】司法書士 リアリスティック商業登記法 [記述式] 解法』（日本実業出版社）	
ネットメディア	All About で連載中 https://allabout.co.jp/gm/gt/2754/	
運営サイト	司法書士試験リアリスティック https://sihousyosisisikenn.jp/	

Twitter	松本 雅典（司法書士試験講師） @matumoto_masa https://twitter.com/matumoto_masa
YouTube	YouTube チャンネル「松本雅典・司法書士試験講師」 https://www.youtube.com/channel/UC5VzGCorztw_bI13xnySI2A

あなたの熱意

辰巳の誠意

辰 巳 法 律 研 究 所

東京本校：〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-3-6

TEL03-3360-3371（代表） <https://www.tatsumi.co.jp/>

大阪本校：〒530-0027 大阪市北区堂山町1番5号三共梅田ビル8階 TEL06-6311-0400（代表）